

# 群馬大学理工学系技術部運営委員会内規

平成 25. 4. 1 制定

改正 令和 28. 4. 1 令和 3. 4. 1

## (設 置)

第1条 群馬大学理工学系技術部規程第7条に基づき、群馬大学理工学系技術部運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (審議事項)

第2条 委員会は、技術部の次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 管理・運営の基本方針に関すること。
- (2) 業務の策定及び研修の立案に関すること。
- (3) 予算に関すること。
- (4) 教育・研究に係る技術支援の円滑な運営に関すること。
- (5) その他運営に関すること。

## (組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。なお、4号委員と6号委員は兼任することができる。

- (1) 理工学部長
- (2) 統括技術長及び副統括技術長
- (3) 各部門技術長及びグループ責任者
- (4) 各部門正副部門長（理工学基盤部門及び産学連携推進部門を除く。） 各2人
- (5) 理工学基盤部門長
- (6) 各プログラムから選出された委員 各1人
- (7) 研究・産学連携推進機構高度研究推進・支援部門機器分析センター長
- (8) 事務長
- (9) 委員会が必要と認めた者 若干人

## (任 期)

第4条 前条第7号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委 員 長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長は、3分の1以上の委員から委員会の開催要請があったときは、委員会を招集しなければならない。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

## (会 議)

第6条 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

## (委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴く

ことができる。

(事 務)

第8条 委員会の事務は、技術部において処理する。

(内規の改廃)

第9条 この内規の改廃は、委員会の議を経て、理工学部長が行う。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。